**別記「総合評価競争入札に関する事項」**

安城市の北部浄水場着水井及び薬品混和池建設主体工事に係る公告に基づく条件付き一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この別記によるものとする。

１　工事の概要

（１）工事番号　２０１７１０９１５３

（２）工 事 名　北部浄水場着水井及び薬品混和池建設主体工事

（３）路 線 名　北部浄水場

（４）工事場所　安城市浜屋町地内

（５）工　　期　契約締結日の翌日から平成３１年３月１５日（金）まで

（６）本工事は、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価競争入札（特別簡易型）の適用工事である。

２　評価項目及び評価基準

（１）企業の技術力に関する事項（配点１０点）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 評 価 項 目 | 評 価 基 準 | 配点 | 満点 |
| 安城市発注の建築一式工事における前年度（平成２８年度）の工事成績評定点の平均点　※１ | 点≧80 | 3 | 3 |
| 80＞点≧75 | 2 |
| 75＞点≧70 | 1 |
| 70＞点、又は評定点なし | 0 |
| 安城市発注の建築一式工事について、過去３年間（平成２６年度から平成２８年度まで）に通知された検査結果において、工事成績評定「Ａ」を取得した施工実績　※１※２ | ２件以上 | 2 | 2 |
| １件 | 1 |
| ０件 | 0 |
| 安城市発注の建築一式工事について、過去３年間（平成２６年度から平成２８年度まで）に通知された検査結果において、工事成績評定「Ｄ」又は「Ｅ」を取得した施工実績　※１※３ | Ｅ評定１件につき | -2 | 0 |
| Ｄ評定１件につき | -1 |
| ０件 | 0 |
| 国、地方公共団体又は特殊法人等の発注工事における過去５年間（平成２４年度から平成２８年度まで）の同種工事の元請としての施工実績　※４ | ３件以上 | 3 | 3 |
| ２件 | 2 |
| １件 | 1 |
| ０件 | 0 |
| 若年の技術者、技能労働者等の確保　※５※６ | 雇用実績あり | 1 | 1 |
| 雇用実績なし | 0 |
|  |  |  |  |
| 若年の技術者、技能労働者等の育成　※１※６※７※８ | 建築一式工事に関する１級国家資格又は技術士の資格取得実績あり | 1 | 1 |
| 建築一式工事に関する１級国家資格又は技術士の資格取得実績なし | 0 |

（注意）※１　建築一式工事とは、建設業法別表第１に掲げる工事の種類をいう。

　　　　※２　工事成績評定「Ａ」とは、工事成績評定８５点以上をいう。

　　　　※３　工事成績評定「Ｄ」とは、工事成績評定５０点から５９点をいう。

工事成績評定「Ｅ」とは、工事成績評定４９点以下をいう。

　　　　※４　同種工事とは、契約金額１４,１００万円以上の建築一式工事とする。

特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び同法施行令に規定されている特殊法人等をいう。

下請けでの施工実績は認めない。

安城市発注工事における工事成績評定が「Ｄ」又は「Ｅ」の場合は施工実績として認めない。

　　　　※５　正規社員（採用時に２９歳以下）の雇用実績とする。

　　　　　　　該当する正規社員については、同一企業での再雇用は認めない。また、落札決定時点で雇用が継続していること。

　　　　※６　評価対象期間は、加算点申告表を提出する日の前日から過去５年間（６０ヶ月）とする。

　　　　※７　正規社員（資格取得時に２９歳以下）の資格取得実績とする。

　　　　　　　資格取得実績については、落札決定時点で雇用されている企業での取得実績に限る。

　　　　※８　建築一式工事に関する１級国家資格又は技術士の資格とは、（２）配置予定技術者の能力に関する事項「本工事配置予定技術者の保有する建築一式工事に関する資格」にあげる資格と同じとする。

（２）配置予定技術者の能力に関する事項（配点１０点）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 評 価 項 目 | 評 価 基 準 | 配点 | 満点 |
| 国、地方公共団体又は特殊法人等の発注工事における過去１０年間（平成１９年度から平成２８年度まで）の同種工事における主任（監理）技術者としての施工実績  ※１※３※４※５※６ | ３件以上 | 3 | 3 |
| ２件 | 2 |
| １件 | 1 |
| ０件 | 0 |
| 安城市発注の建築一式工事の主任（監理）技術者における過去３年間（平成２６年度から平成２８年度まで）の工事成績評定点が８０点以上の施工実績　※１※２※４※６ | ３件以上 | 3 | 3 |
| ２件 | 2 |
| １件 | 1 |
| ０件 | 0 |
| 安城市発注の建築一式工事の主任（監理）技術者における過去３年間（平成２６年度から平成２８年度まで）の、工事成績評定「Ａ」を取得した実績　※１※２※４※６※７ | １件以上 | 2 | 2 |
| ０件 | 0 |
| 本工事配置予定技術者の保有する建築一式工事に関する資格　※１※２※８ | １級国家資格又は技術士 | 2 | 2 |
| 上記以外の資格 | 0 |

（注意）※１　配置予定技術者は、３名まで申請できる。ただし、複数の技術者を申請し

た場合は、評価の合計が最も低い者で評価する。

※２　建築一式工事とは、建設業法別表第１に掲げる工事の種類をいう。

　　　　※３　同種工事とは、契約金額１４,１００万円以上の建築一式工事とする。

　　　　※４　施工実績は、監理技術者又は主任技術者としての施工実績とする。（現場代理人又は担当技術者としての施工実績は認めない。）

　　　　※５　特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び同法施行令に規定されている特殊法人等をいう。

JVの場合は、代表者の技術者の実績とする。

安城市発注工事における工事成績評定が「Ｄ」又は「Ｅ」の場合は施工実績として認めない。

　　　　※６　下請けでの施工実績は認めない。

　　　　※７　工事成績評定「Ａ」とは、工事成績評定８５点以上をいう。

　　　　※８　１級国家資格又は技術士の資格とは、下表のとおりとする。ただし、該当する資格が複数あっても加点は２点とする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 建設業法「技術検定」 | 建築士法「建築士試験」 | |
| ①1級建築施工管理技士 | ②１級建築士 |  |
|  |  |  |

（３）地域精通度・地域貢献度等に関する事項（配点８点）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 評 価 項 目 | 評 価 基 準 | 配点 | 満点 |
| 安城市災害緊急協力事業者（工事）又は安城災害対策建設協力会登録の有無　※１ | 協力事業者及び協力会のいずれも登録あり | 2 | 2 |
| 協力事業者又は協力会のいずれかに登録あり | 1 |
| 協力事業者及び協力会のいずれも登録なし | 0 |
|  | | | |
| 愛知県被災建築物応急危険度判定士の登録者の有無　※２ | ２名以上の登録者あり | 1 | 1 |
| １名登録者あり | 0.5 |
| 上記以外 | 0 |
| 障害者雇用の有無　※３ | 法定雇用率を達成 | 1 | 1 |
| 法定雇用率を未達成又は雇用者なし | 0 |
| 更生保護における就労支援　※４ | 協力雇用主登録あり | 1 | 1 |
| 協力雇用主登録なし | 0 |
| ISO14001の取得の有無　※５ | あり | 1 | 1 |
| なし | 0 |
| 愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録の有無　※６ | あり | 1 | 1 |
| なし | 0 |
| 安城市における過去３年間（平成２６年４月１日から申請書を提出する日の前日まで）に入札参加資格停止措置の有無　※７ | なし | 0 | 0 |
| あり | -1 |
| 建設機械の保有状況　※８ | あり | 1 | 1 |
| なし | 0 |

（注意）※１　本支店が安城市に所在する事業者で、申請書を提出する日の前日までに安城市災害緊急協力事業者（工事）又は安城災害対策建設協力会登録が完了していること。なお、工事完了日までに登録を解除してはならない。

　　　　※２　本支店が安城市に所在する事業者で、「愛知県被災建築物応急危険度判定士」登録者が正規社員として在籍していれば、加点します。

　　　　※３　法定雇用率とは、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年７月２５日法律第１２３号。以下「雇用促進法」という。）第４３条第２項に規定する「障害者雇用率」で、前年６月１日現在のものをさします。

雇用促進法で雇用を免除されている事業所については、実際に１人以上雇用していれば、加点します。

　　　　※４　本支店が安城市に所在する事業者で、協力雇用主として保護観察所に登録がある場合評価する。なお、雇用の有無は問わない。

　　　　※５　契約先となる本店が認証されていること。

自己適合宣言は認めない。

　　　　※６　本支店が安城市に所在する事業者で、申請書を提出する日の前日までに愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録が完了していること。

　　　　※７　安城市工事請負契約等に係る入札参加資格（一般・指名）停止要綱による停止措置。

　　　　※８　自社保有又はリースとする。

　　　　　　　建設機械の保有状況は、経営事項審査における対象建設機械と同じとする。

３　ヒアリングについて

提出された書類及び資料に対してヒアリングを行うことがある。ヒアリングを行う場合は、その場所、時間等について別途通知する。

４　事後審査について

（１）事後審査に必要な書類

　　ア　事後審査申請書

イ　様式第１

ウ　様式第１に該当する資料（表１）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（表１）

|  |  |
| --- | --- |
| 項目名 | 提出資料及び注意事項 |
| １　国、地方公共団体又は特殊法人等の発注工事における過去５年間（平成２４年度から平成２８年度まで）の同種工事の元請としての施工実績 | 同種工事の施工実績を確認できるものの写し（工事実績情報ｼｽﾃﾑ（CORINS）竣工登録工事カルテの写し）とし、契約書の写しは無効です。ただし、2,500万円未満の施工実績は、工事実績情報ｼｽﾃﾑ（CORINS）受注登録工事カルテの写し及び契約書の写しでも可 |
| ２　若年の技術者、技能労働者等の確保 | 正規社員の生年月日と雇用開始日が確認できる資料（健康保険被保険者証又は労働条件通知書等）の写し。 |
| ３　若年の技術者、技能労働者等の育成 | ・法令による合格証明書の写し又は免許証等の写し  ・正規社員の生年月日と雇用開始日が確認できる資料（健康保険被保険者証又は労働条件通知書等）の写し。 |
| ４　国、地方公共団体又は特殊法人等の発注工事における過去１０年間（平成１９年度から平成２８年度まで）の同種工事における主任（監理）技術者としての施工実績 | 同種工事の施工実績を確認できるものの写し（工事実績情報ｼｽﾃﾑ（CORINS）竣工登録工事カルテの写し）とし、契約書の写しは無効です。ただし、2,500万円未満の施工実績は、工事実績情報ｼｽﾃﾑ（CORINS）受注登録工事カルテの写し及び契約書の写しでも可 |
| ５　本工事配置予定技術者の保有する建築一式工事に関する資格 | 法令による合格証明書の写し又は登録証等の写し |
| ６　愛知県被災建築物応急危険度判定士の登録者の有無 | 登録者が正規社員として確認できる資料（健康保険者被保険者証等）の写し |
| ７　障害者雇用の有無 | ・障害者雇用者状況報告書の写し  ・雇用促進法で雇用を免除されている事業所については、雇用が確認できるもの（健康保険被保険者証又は雇用保険被保険者資格等確認通知書）の写し及び障害者手帳の写し |
| ８　ISO14001の取得の有無 | 登録証の写し |
| ９　愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録の有無 | 登録証の写し |
| １０　建設機械の保有状況 | 最新の経営規模等評価結果通知書の写し |

（２）加算点は、安城市データ、加算点申告表及び事後審査に必要な書類に基づき２（１）～（３）評価項目及び評価基準で審査します。事後審査に必要な書類の記載内容が事実と違っていた場合や記載漏れがあった場合は、書類の再提出は認めない。かつ、加算点の対象とならない。事後審査に係る書類の審査にあたり、入札者の申告した加算点が本市の審査した加算点より過大となる評価項目がある場合は、ペナルティーとしてその評価項目について審査した加算点から次の計算式により減点を行う。

　　　減点＝入札者が申告した加算点－審査した加算点

　　　また、入札者の申告した加算点が本市の審査した加算点より過小となる評価項目がある場合でも、その評価項目の加算点の見直しは行わない。

（３）入札参加申請書に記載された加算点対象技術者の変更については、病気、死亡、退職その他やむを得ない理由がある場合以外は認めない。

（４）本工事の総合評価競争入札は、標準点（発注者が設定している入札条件を全て満たしている場合に付与する点数）に加算点（評価項目に対する点数）を加え、これを入札価格で除した後1,000,000を乗じた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする除算方式とする。ただし、評価値の最も高い者が2者以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。また、最低制限価格を定めた場合、その価格を下回った額で入札した者の評価値の算定はしないものとする。なお、本工事の総合評価競争入札における標準点は100点とする。

評価値＝｛（標準点＋加算点）／入札価格｝×1,000,000